

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 産業基盤整備課

許認可等の内容		立地(用地取得)奨励金交付申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市企業立地促進条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市企業立地促進条例第6条
	参考事項	栃木市企業立地促進条例施行規則
	設定等年月日	平成23年10月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>○栃木市企業立地促進条例抜粋 (交付申請等)</p> <p>第6条 前条の規定による指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長に交付の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、奨励金の交付の可否を決定するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による決定に条件を付することができる。</p> <p>4 第2項の規定による交付の決定を受けた指定事業者は、市長に奨励金の交付を請求するものとする。</p> <p>○栃木市企業立地促進条例施行規則抜粋 (交付申請)</p> <p>第4条 指定事業者は、条例第6条第1項の規定により奨励金の交付を受けようとするときは、立地奨励金にあっては当該年度の固定資産税等の市税を完納した後、用地取得奨励金にあっては事業を開始した後、立地(用地取得)奨励金交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定決定通知書又は指定事業者地位承継通知書の写し</p> <p>(2) 市税を完納したことを証明する書類</p> <p>(3) 土地売買契約書の写し(用地取得奨励金の場合に限る。)</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第5条 市長は、条例第6条第2項の規定により奨励金の交付又は不交付の決定をしたときは、立地(用地取得)奨励金交付(不交付)決定通知書(別記様式第5号)により当該指定事業者に通知するものとする。</p>	

(交付請求)

第6条 指定事業者は、条例第6条第4項により奨励金を請求しようとするときは、立地(用地取得)奨励金交付請求書(別記様式第6号)に立地(用地取得)奨励金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。